

議案第10号

富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年
条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年
条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「条件」を「要件」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

(6) 利用定員

第20条第3項中「又は事業所」を「又は事業」に、「以下同じ。）の」を「)の」
に改める。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。